

令和4年度国民健康保険料に関する変更点

医療分の保険料率変更

令和3年度と令和4年度の医療分の保険料率の比較			
	令和3年度	令和4年度	増減
所得割率	7.29%	7.75%	+0.46%
均等割額	25,500円	27,900円	+2,400円
平等割額	17,100円	18,000円	+900円

介護分の保険料率変更

令和3年度と令和4年度の介護分の保険料率の比較			
	令和3年度	令和4年度	増減
所得割率	2.87%	2.97%	+0.1%
均等割額	11,800円	12,200円	+400円
平等割額	5,900円	6,000円	+100円

後期高齢者支援金分の保険料率変更

令和3年度と令和4年度の後期高齢者支援金分の保険料率の比較			
	令和3年度	令和4年度	増減
所得割率	2.89%	2.78%	-0.11%
均等割額	9,700円	9,600円	-100円
平等割額	6,500円	6,200円	-300円

賦課限度額の引上げ

医療分・後期高齢者支援金分については、賦課限度額の引き上げを行いました。そのため、令和4年度保険料額において賦課限度額に到達されている世帯については、昨年度と世帯構成及び所得状況に変更がない場合でも、昨年度より保険料額が増額する場合があります。

令和3年度と令和4年度の賦課限度額の比較			
	令和3年度	令和4年度	増減
医療分の賦課限度額	63万円	65万円	+2万円
後期高齢者支援金分の賦課限度額	19万円	20万円	+1万円
介護分の賦課限度額	17万円	17万円	変更なし

未就学児に係る均等割額の軽減

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険に加入している未就学児（小学校入学前の子ども）に係る均等割額の1/2を減額します。なお、この軽減についての申請は不要です。

【令和4年度基準額】

未就学児に係る均等割額（医療分と後期高齢者支援金分の合計）			
法定軽減割合	均等割額	未就学児軽減額	減額後均等割額
7割軽減	11,250円	5,625円	5,625円
5割軽減	18,750円	9,375円	9,375円
2割軽減	30,000円	15,000円	15,000円
軽減なし	37,500円	18,750円	18,750円